

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター

理事長 福谷 健夫 様

確 認 書

農地中間管理事業にて農用地の貸借権の設定を受けるにあたり、農用地利用集積等促進計画の2
共通事項（10）アで「当該土地を適正に利用」に該当する具体的な事例は以下のとおりですので、
ご了解をお願いします。

1. 新規農業参入または新規就農の場合には、提出した事業計画書に沿って行うこと。
2. 農用地周囲の草刈りについて近隣の地権者および耕作者と方法、時期、場所について合意し、
合意に基づく草刈りを行うこと。
3. 水利等に関する地域の約束事を守ること。
4. 特記事項に記載のある場合は、地元での共同作業（出合作業）に参加・対応すること。
5. 農用地の借受期間途中にて農業を長期にわたり中断または終了する場合は、その時点で農地を
原状に復すること。
6. 種苗法、植物防疫法、肥料取締法、農薬取締法、その他の関係法令を遵守すること。
7. 上記以外に公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターより改善申し入れがあった場合は、
そのことについて改善を行うこと。

（参考）農用地利用集積等促進計画(様式 B)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1 の各筆明細に定めるもの
のほか、次に定めるところによる。

（10）賃貸借又は使用貸借の解除

甲は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸
借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

上記について確認し、了解しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

⑩